

3. 6. 1 技能証明申請者番号の取得

登録講習機関での講習受講及び指定試験機関での学科試験等の申込みを行うに当たっては、事前に技能証明申請者番号を取得する必要がある。

技能証明申請者番号の取得申請は、技能証明申請システムにおいて次に掲げる「申請情報」の項目の入力を行い、また、「3.1.1 技能証明申請者の本人確認方法」に示すいずれかの方法により本人確認を行うことにより行う。

技能証明申請者番号の申請後、国による申請内容の確認が行われ、技能証明申請システムにおいて、技能証明申請者番号が通知される。

なお、登録講習機関での講習受講又は指定試験機関での受験手続等については、それぞれの機関が指定する方法に従うこと。

(略)

3. 6. 2 (略)

3. 7 技能証明の限定変更申請 (略)

3. 8 技能証明の更新申請

登録更新講習機関での更新講習の受講の申込みを行うに当たっては、事前に「3. 6. 1 技能証明申請者番号の取得」で登録した情

3. 6. 1 技能証明申請者番号の取得

登録講習機関での講習受講及び指定試験機関での学科試験等の申込みを行うに当たっては、事前に技能証明申請者番号を取得する必要がある。

技能証明申請者番号の取得申請は、技能証明申請システムにおいて次に掲げる「申請情報」の項目の入力を行い、また、「3.1.10 技能証明申請者の本人確認方法」に示すいずれかの方法により本人確認を行うことにより行う。

技能証明申請者番号の申請後、国による申請内容の確認が行われ、技能証明申請システムにおいて、技能証明申請者番号が通知される。

なお、登録講習機関での講習受講又は指定試験機関での受験手続等については、それぞれの機関が指定する方法に従うこと。

(略)

3. 6. 2 (略)

3. 7 技能証明の限定変更申請 (略)

(新設)

報の変更を行う必要がある。技能証明申請システムにおいて、更新講習の受講を希望する登録更新講習機関情報を選択し登録すること。なお、登録更新講習機関での更新講習受講については、それぞれの機関が指定する方法に従うこと。

技能証明の有効期間の更新を申請する者は、技能証明の有効期間が満了する日の6月前（以下「更新開始日」という。）から、技能証明の更新申請を行うことができる。また、更新開始日から技能証明の有効期間が満了する日までの全期間を通じて本邦以外の地に滞在する者は、その事実を証明する書類を添えて、更新開始日前に当該技能証明の有効期間の更新申請を行うことができる。ただし、更新開始日前に有効期間の更新がされた技能証明の有効期間の起算日は、更新された技能証明書が交付された日とする。

技能証明申請システム上で、登録更新講習機関が技能証明申請者ごとにアップロードした「(1) 登録更新講習機関からのアップロード情報」について技能証明申請者が確認（①については、登録更新講習機関で身体適性検査を受検した者に限る。）を行った上で、申請者が「(2) 技能証明申請者の申請情報」に掲げる書類を技能証明申請システムにアップロードすることにより申請を行うものとする。技能証明書の更新申請後、技能証明申請システムから手数料納付について通知が行われるので、「3. 3 手数料納付」に示す方法により手数料の納付を行うこと。

手数料の納付及び国による申請内容の審査完了後、技能証明申請システム上に登録された書類送付先住所へ技能証明書が郵送される。（審査完了から到着までは10開庁日程度。）

(1) 登録更新講習機関からのアップロード情報

登録更新講習機関は、登録更新講習機関での更新講習の修了に関し、以下に掲げる項目について、技能証明申請者ごとに技能証明申請システムにアップロードする。

(登録更新講習機関からのアップロード情報)

① 身体適性基準確認に関する情報

イ) 身体適性基準適合確認書番号

ロ) 受験方法

ハ) 条件等 例：眼鏡等

ニ) 身体適性基準適合確認日

ホ) 公的な証明書等

② 更新講習の修了証明書に関する情報

イ) 更新講習修了証明書番号

ロ) 修了者に関する情報

ハ) 登録更新講習機関に関する情報

(2) 技能証明申請者の申請情報

技能証明申請者は、以下に掲げる書類を技能証明申請システムにアップロードすることにより技能証明書の更新申請を行うものとする。

(技能証明申請者からのアップロード情報)

① 更新講習修了証明書

② 身体適性検査証明書等

※1 ①、②のファイルを結合し、一つのファイルとしてアップロードすること。

※2 規則236条の57により、身体適性検査証明書等とは無人航空機操縦者身体適性検査証明書（申請日前3月以内に検査を受けたものに限る。）、身体検査合格証明書（申請日前1年以内に交付されたものに限る。）、有効な航空身体検査証明書又は国土交通大臣が同等以上と認めるもの（運転免許証（一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に限る。）又は航空機操縦練習許可書）とする。

3. 9 技能証明書の返納（略）

3. 10 技能証明書の再交付申請

3. 10. 1 技能証明の失効再交付申請

登録更新講習機関での失効再交付講習の受講の申込みを行うに当たっては、事前に「3. 6. 1 技能証明申請者番号の取得」で登録した情報の変更を行う必要がある。技能証明申請システムにおいて、失効再交付講習の受講を希望する登録更新講習機関情報を選択し登録すること。なお、登録更新講習機関での失効再交付講習受講については、それぞれの機関が指定する方法に従うこと。

3. 8 技能証明書の返納（略）

3. 9 技能証明書の再交付申請

（新設）

技能証明申請システム上で、登録更新講習機関が技能証明申請者ごとにアップロードした「(1) 登録更新講習機関からのアップロード情報」について技能証明申請者が確認（①については、登録更新講習機関で身体適性検査を受検した者に限る。）を行った上で、申請者が「(2) 技能証明申請者の申請情報」に掲げる書類を速やかに指定された宛先に郵送することにより申請を行うものとする。技能証明書の失効再交付申請後、技能証明申請システムから手数料納付について通知が行われるので、「3.3 手数料納付」に示す方法により手数料の納付を行うこと。

手数料の納付及び国による申請内容の審査完了後、技能証明申請システム上に登録された書類送付先住所へ技能証明書が郵送される。（審査完了から到着までは10開庁日程度。）

(1) 登録更新講習機関からのアップロード情報

登録更新講習機関は、登録更新講習機関での失効再交付講習の修了に関し、以下に掲げる項目について、技能証明申請者ごとに技能証明申請システムにアップロードする。

(登録更新講習機関からのアップロード情報)

① 身体適性基準確認に関する情報

イ) 身体適性基準適合確認書番号

ロ) 受験方法

ハ) 条件等 例：眼鏡等

ニ) 身体適性基準適合確認日

ホ) 公的な証明書等

② 失効再交付講習の修了証明書に関する情報

イ) 失効再交付講習修了証明書番号

ロ) 修了者に関する情報

ハ) 登録更新講習機関に関する情報

(2) 技能証明申請者の申請情報

技能証明申請者は、以下に掲げる書類を速やかに指定された宛先に郵送することにより技能証明書の失効再交付申請を行うものとする。

(技能証明申請者が指定された宛先に送付する書類)

① 失効再交付講習修了証明書

② 身体適性検査証明書等

※ 規則236条の57により、身体適性検査証明書等とは無人航空機操縦者身体適性検査証明書（申請日前3月以内に検査を受けたものに限る。）、身体検査合格証明書（申請日前1年以内に交付されたものに限る。）、有効な航空身体検査証明書又は国土交通大臣が同等以上と認めるもの（運転免許証（一等無人航空機操縦士の資格についての技能証明（最大離陸重量25キログラム未満についての限定をされるものに限る。）及び二等無人航空機操縦士の資格についての技能証明に限る。）又は航空機操縦練習許可書）とする。

3. 10. 2 技能証明の滅失等再交付申請

技能証明申請システム上で「3. 6 技能証明書の新規交付申請」及び「3. 7 技能証明の限定変更申請」で登録された情報の確認並びに再交付理由の入力を行い、申請を行うものとする。

再交付申請後、技能証明申請システムから手数料納付について通知が行われるので、「3. 3 手数料納付」に示す方法により手数料の納付を行うこと。手数料の納付及び国による申請内容の審査完了後、技能証明申請システム上に登録された住所へ新しい技能証明書が郵送される。

技能証明書の再交付を受けた技能証明申請者は、滅失による再交付の場合を除き、速やかに旧技能証明書を指定された宛先に郵送するものとする。

3. 11 技能証明申請者の本人確認方法 (略)

技能証明申請システム上で「3. 6 技能証明書の新規交付申請」及び「3. 7 技能証明の限定変更申請」で登録された情報の確認並びに再交付理由の入力を行い、申請を行うものとする。

再交付申請後、技能証明申請システムから手数料納付について通知が行われるので、「3. 3 手数料納付」に示す方法により手数料の納付を行うこと。手数料の納付及び国による申請内容の審査完了後、技能証明申請システム上に登録された住所へ新しい技能証明書が郵送される。

技能証明書の再交付を受けた技能証明申請者は、滅失による再交付の場合を除き、速やかに旧技能証明書を指定された宛先に郵送するものとする。

3. 10 技能証明申請者の本人確認方法 (略)

附 則 (令和7年3月5日 国空無機第63283号)

(施行期日)

この要領は、令和7年3月5日から施行する。